

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 宮古市

I 職員の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.2%
全職員	75.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	96.2%
本庁課長補佐相当職	102.6%
本庁係長相当職	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	99.3%
31～35年	93.7%
26～30年	93.5%
21～25年	90.1%
16～20年	82.4%
11～15年	86.4%
6～10年	96.1%
1～5年	93.8%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額・時間額で報酬等が支給される職員は、算出の対象外としています。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、77.2%が女性であり、全職員と比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。